

質 疑 回 答 書

1 入 札 番 号 役務 68 号

2 件 名 令和 4 ～ 9 年度 焼津文化会館大ホール調光操作卓賃借

3 質 疑 回 答

質疑等

	質問内容	回答
1	リース期間満了後は、貴市に無償譲渡のため、固定資産税は非課税という認識でよろしいでしょうか。	リース期間満了後の譲渡を付した「譲渡条件付きリース」の場合は、譲渡条件付きリースが実質的には所有権留保割賦販売と解されることから地方税法第 348 条の規定に基づき、リース会社に納税義務はないものと解されますが、取扱の詳細につきましては具体的に契約を締結した後、当該内容をもって課税担当部署に確認をしてください。
2	契約は、貴市と落札者の 2 社間契約でしょうか。それとも物件納入業者を含めた第三者契約でしょうか。	当市と落札者の 2 社契約となります。
3	契約書案を提示ください。	ページ下方をご参照ください。
4	賃貸借物件に動産総合保険の付保は必要でしょうか。付保が必要な場合、保険条件を提示下さい。また、動産総合保険でカバーできない範囲は、貴市の責任と負担となるとの認識でよろしいでしょうか。付保が不要の場合、賃貸借物件の事故等に対する修繕は全て貴市の負担となるとの認識でよろしいでしょうか。	動産総合保険の付保について、必要ありません。賃貸借物件の事故等に対する修繕は、当市にて対応します。
5	入札回数は 2 回を限度とするとありますが、2 回目の入札となる場合、入札実施予定日を教えてください。	2 回目についても郵送入札とし、入札書到着期限を 8 月 31 日(水)、入札書開札を 9 月 1 日(木)10 時 00 分より、焼津市役所 2 階会議室 2A にて実施とします。
6	物件指定の入札であり、半導体不足・コロナウイルス蔓延等による納期遅延が発生した場合でも、リース会社はその責任を負わない認識	契約者の過失による納期遅延でなければ、責任を負わない、として問題ありませんが、契約の履行について協議を実施する必要があります。

	識で宜しいでしょうか。	
7	契約期間中のメンテナンス(保守・定期点検等)は本契約に含まない認識で宜しいでしょうか。	メンテナンス(保守・定期点検等)は、本契約に含まれておりません。
8	入札書へ記載の金額は『月額・税抜き』でよろしいでしょうか。	月額、税抜きにて記載願います。

調光操作卓賃借に関する契約書（案）

焼津市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、乙所有の調光操作卓及び関連機器（以下「機器」という。）の賃借に関し、次のとおり契約を締結する。

1 調光操作卓の賃借

- (1) 機器名及び数量：調光操作卓 一式
(特記仕様書及び図面のとおり)
- (2) 機器の賃貸料：2に記載のとおり
- (3) 機器の据付場所：焼津文化会館大ホール調光室

2 月額料金の取引金額

- (1) 機器の賃貸料（月額） 〇,〇〇〇円
- (2) 消費税額及び地方消費税額（月額） 〇,〇〇〇円
- (3) 月額料金の取引金額 〇,〇〇〇円

3 契約期間（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に基づく長期継続契約）

自：令和5年3月1日

至：令和10年2月29日

契約条項

第1章 総則

(契約の趣旨)

第1条 甲に対する機器の賃借に関する契約の内容については、この契約条項による。

第2章 機器の賃借

(機器の引渡)

第2条 甲は、機器の納入を受けたのち、引渡が完了したことを確認する乙所定の「引渡完了通知書」を乙に提出する。

- 2 甲は、納入期限までに据付場所において機器の受入準備を完了する。
- 3 機器の納入及び調整等に要する費用は、乙の負担とする。

(乙の所有権表示)

第3条 乙は、機器に乙の所有に属する旨の表示を行う。

- 2 甲は、前項の表示を汚染したり、取外してはならない。

(他の機械器具の取付、機器の改造、移転)

第4条 甲は、次に定める事項については、あらかじめ乙の文書による承諾を必要とする。

- (1) 機器に他の機械器具を取付ける場合
 - (2) 機器を改造する場合
 - (3) 機器を頭書記載の据付場所から移転する場合
- 2 前項の場合に要する費用は、いずれも甲の負担とする。

(乙の責任制限)

第5条 乙は、機器の動作停止、故障、事故等によって甲に生じた損害については、一切の責任を負わない。

(機器の引取)

第6条 この契約が解除されたときは、乙は解約された機器をすみやかに引き取る。

- 2 甲は、機器の引取が完了するまで、善良なる管理者の注意をもって機器を管理しなければならない。
- 3 機器の引取時の解体、荷造り及び乙指定場所までの運送に要する費用は、甲の負担とする。
- 4 機器引取後の据付場所の修復費用は、甲の負担とする。

(無償譲渡)

第7条 契約満了後は、乙は機器を甲に無償譲渡する。

第5章 共通事項

(月額料金)

第8条 機器の賃借料（以下「月額料金」という。）は頭書記載の金額とする。ただし、契約期間に1箇月未満の端数が生じた場合は、当該月の暦日数を分母とする日割計算により算出する。

(消費税及び地方消費税)

第9条 消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）は、前条に定める月額料金並びにこの契約に基づき甲が乙に支払うべき費用の金額に対し、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

2 消費税額等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(月額料金の取引金額の請求及び支払)

第10条 乙は、月額料金及び消費税額等について、使用月の翌月初めに請求を行い、甲は、支払請求書を受領した日から30日以内に、乙に支払う。

2 甲の責に帰する事由により、前項の期限内に支払いがなかった場合は、乙は、その請求金額につき、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(善良なる管理者の注意等)

第11条 甲は、機器の据付場所をあらかじめ機器製造会社の定める基準により機器のために良好な環境に保持すること等、善良なる管理者の注意をもって機器を管理する。

2 甲は、機器の使用に際しては、それらに添付される取扱説明書等に定めるとおりの用法及び用途にのみ使用する。

3 甲は、機器及びこの契約に基づく賃借権等を第三者の権利の目的物とすることはできない。

4 甲は、この契約に定める複製物を第三者に提供してはならない。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲の故意又は過失によって機器に盗難、滅失、毀損等の事故が発生し、損害を受けた場合、甲に対してその賠償を請求することができる。

(立入権及び秘密保持)

第13条 乙は、乙及び乙が業務を委託した会社等の従業員を、機器の納入、管理等の為、機器の据付場所に立入らせることができる。この場合、乙及び委託会社等は、当該従業員に必ず身分証明書を携行させる。

2 乙は、前項の立入に際して知得した甲の業務上の秘密を外部に漏洩してはならない。

(通知義務)

第 14 条 次の場合、甲は、遅滞なく乙に通知しなければならない。

- (1) 機器につき、乙の権利を侵害するような事態が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 機器につき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(契約の解除)

第 15 条 この契約は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該契約金額について減額又は削除があった場合、甲は、契約期間にかかわらずこの契約を解除することができる。

- 2 前項の場合、この契約を解除しようとする会計年度開始日の 2 箇月前までに甲は乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、この契約を解除された場合において乙に損害が生じたときは甲に未経過かつ未払いのリース料相当額の賠償を請求することができる。

(契約の不履行)

第 16 条 甲及び乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約に定める債務を履行しない場合には、文書をもって催告を行ったのち、この契約を解除することができる。

(協議)

第 17 条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について疑義を生じた場合は、甲乙間で協議して決定する。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 4 年 月 日

甲 静岡県焼津市本町二丁目 16 番 32 号

焼津市長 中野 弘道 印

乙 ○○○○○○

○○○○○ 印